

平成18年度第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会  
(兼新居浜市地域密着型サービス運営委員会) 議事録

平成19年1月25日(木)  
14:30~16:00  
市役所3階 応接会議室

- (会 長) 定刻が参りましたので、ただいまから平成18年度第4回新居浜市地域包括支援センター運営協議会 兼 新居浜市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。本日の会議は、委員数15人に対し、出席委員10名で、運営協議会及び運営委員会設置要綱第6条成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますのでご報告申し上げます。それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様には忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。
- まず、議題の(1)「新予防給付の実施及び介護予防支援事業所の指定」について、事務局に説明をお願いします。

〈事務局説明〉

- (会 長) ありがとうございます。ただいま事務局から「新予防給付の実施及び介護予防支援事業所の指定」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。
- (委 員) 介護予防支援の人員確保はどのようにするのでしょうか。
- (事務局) 業務委託職員として介護支援専門員を5名、非常勤職員として保健師・介護支援専門員・社会福祉士などを5名採用する予定です。非常勤職員の募集は、市政だより2月号に掲載します。
- (委 員) 10名を採用するということですが、これだけの人員で業務ができるのですか。
- (事務局) 地域支援事業が適正に実施できていれば、地域包括支援センターの地域支援事業を行うための3職種も、勤務時間割合に関係なく介護予防支援業務を行っても差し支えないとの通知ができましたので、地域支援事業を行うための人員12人のうち約4人分の業務量を介護予防支援業務に充てたいと考えています。常勤換算では12.75人

で介護予防支援業務を行う予定です。

(委員) 人員体制の確立については、地域包括支援センターの人員も含め万全を期してもらいたいと思います。介護予防ケアプランの作成料については、ケアマネ事業者としては満足している訳ではありません。他市では、独自に上乘せしているところもあり、不満はありません。元々の設定が低すぎますから。

(事務局) 市としても作成料の4千円は低すぎると思っています。11月21日に高松市で行われた市町村長意見交換会においても、「要介護度の高い低いとプラン作成の手間は比例しない。逆に要支援者の方が困難な場合もある。」と、厚生労働省の方に佐々木市長も介護予防ケアプラン作成料の見直しを提言しました。

(委員) 介護予防サービスは、どこで行われるのですか。

(事務局) 通所系サービスは、通所介護事業所や通所リハビリ事業所等で、訪問系は訪問介護事業所、訪問看護事業所等で行います。

(委員) 介護予防サービス事業所の一覧表があれば提出願います。

(事務局) 介護予防サービス事業所の指定については、2月から地方局の地域福祉課で受付が始まります。一覧表は4月ころには出せると思います。それと、地域包括支援センターも市直営ではありますが、指定介護予防支援事業所の指定を新居浜市から受ける必要がありますので、3月までに指定申請を行い、指定を受ける予定です。

(会長) 「新予防給付の実施及び介護予防支援事業所の指定」について、ほかにご意見等はありませんか。

(意見なし)

(会長) ないようですので、議題2の「小規模多機能型居宅介護事業所の再公募」に移ります。事務局に説明をお願いします。

〈事務局説明〉

(会 長) ありがとうございます。ただいま事務局から「小規模多機能型居宅介護事業所の再公募」について説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんか。

(委 員) 小規模多機能型居宅介護事業所の設置枠は、平成18年度は4圏域に1か所ずつですが、設置が決まっている川東圏域以外の応募状況はどうなっていますか。

(事務局) 応募期間が1月末ですので、現時点での状況ですが、川西圏域に1か所、上部東圏域に1か所、上部西圏域は応募なしとなっています。2月に書類審査、現地調査などを行って、3月にこの協議会で採点を行い、基準をクリアしていれば内示を下ろします。

それと、認知症デイサービス事業所は現在川東圏域に1か所ありますが、平成18年度中にもう1か所川西圏域にできる予定です。

(委 員) 川東圏域に内示を下ろした事業所は、防災など法的に建設できる区域なのですか。

(事務局) 県が砂防ダム等の工事を行っており、問題ない区域と聞いておりますが、もう一度建設部に確認しておきます。

(委 員) 市内で8か所の設置枠ですが、上部西に設置希望がなく、他の圏域に設置希望がある場合は、設置を認めるのですか。

(事務局) そのことも含め、この協議会でお話しいただきたいと思いますが、あくまで生活圏域に必要な数量を設定したわけで、やはり生活圏域の中での設置ができるよう努力していきたいと思っております。

(会 長) 「小規模多機能型居宅介護事業所の再公募」について、ほかにご意見等はありませんか。

(意見なし)

(会 長) ないようですので、議題3の「その他」に移ります。事務局からなにか報告等がありますか。

(事務局) 次回の会議の開催予定についてですが、次回は平成18年度の追

加公募の小規模多機能型居宅介護事業所の採点を行いたいと思いますが、3月は議会があり、できれば議会終了後の3月29日にお願  
いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会 長) 事務局から今回は3月29日にとの提案がありましたが、ご異議  
ありませんでしょうか。

(異議なし)

(会 長) それでは、異議なしということで、今回は3月29日というこ  
とで予定しておいてください。事務局からほかにありますか。

(事務局) 委員の皆様は、新聞報道等でご存じと思いますが、地域密着型サ  
ービス事業所である市内のある高齢者認知症グループホームに対し  
て昨年10月、行政処分である改善命令を出しております。その後  
の対応や経過について、市は地域密着型サービス運営委員会に状況  
を報告し議を経なければならぬことになっていきますので、ご報告  
し、ご意見をお伺いいたしたいと思いますが、忌憚のないご意見を  
いただくため、これからの会議を非公開といたしたいのですが。

(会 長) 事務局からこれからの会議を非公開で行いたいとの提案がありま  
したが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

(会 長) 異議なしということで、非公開で会議を行います。

(事務局) それでは、これからの会議は非公開で行いますので、傍聴の方は  
退出をお願いいたします。

(以下、議事録省略)

(会 長) それでは、本日は長時間にわたりまして、熱心なご協議をたま  
わりましてありがとうございました。これを持ちまして、会議を  
終了させていただきます。